


所管部課	企画財政部 企画課	部長	並木 俊則			
件名	東大和市土曜開庁の実施に関する事務取扱要綱の一部を改正する 訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	市民部市民課				
<p>1. 要 旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号の施行及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正される。このことに伴い、住民基本台帳カードの交付事務が廃止となり、また個人番号カードの交付事務が開始されることから、市役所本庁舎の土曜開庁に係る市民課の取扱事務を変更する必要があるため、「東大和市土曜開庁の実施に関する事務取扱要綱」の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 同要綱の別表中、市民課取扱事務を下記のとおり変更する。 「住民基本台帳カードの交付」を削除し、「個人番号カードの交付及び再交付（毎月第3土曜日を除く。）」を追加する。 ※毎月第3土曜日については、地方公共団体情報システム機構のシステムメンテナンスのため、市町村窓口において公的個人認証サービスが停止となることから、「個人番号カードの交付及び再交付」は行うことができない。</p> <p>(2) 施行日 平成28年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 土曜開庁において、市民の利便性の向上が図られる。</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課において審査済み。						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議付議後、改正手続を進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。